

平成24年11月16日
総合政策局国際政策課

ミャンマーとの交通分野における協力覚書の調印について

平成24年11月19日（月）、日本政府（羽田国土交通大臣）及びミャンマー連邦共和国政府（ニャン・トゥン・アウン運輸大臣）との間で、以下のとおり交通分野に係る協力覚書の調印を行います。

1. 背景

ミャンマーについては経済制裁の影響等のため、交通インフラ等の社会基盤が整備途上であり、今後の成長に伴い旺盛なインフラニーズが見込まれます。

このような状況を踏まえ、国土交通省では、ミャンマーの経済成長や国民生活の向上、我が国企業のミャンマーへの展開に不可欠な交通ネットワークの整備について強力に支援していくこととしております。

このため、本覚書を締結することにより交通分野におけるミャンマー政府との連携・協力の枠組みを構築することとしております。

2. 日時

平成24年11月19日（月）14:30～15:00（予定）

3. 場所

国土交通大臣室 合同庁舎3号館4階

4. 取材機会について

取材される方は14:15に4階エレベーターホールにお集まりください。なお、会談の対応者、開始時刻、及び場所については、変更の可能性があるため、その場合にはお知らせ致します。

連絡先：総合政策局国際政策課

担当者：木本、吉村

電話：03-5253-8111（内線 25924, 25925）

直通：03-5253-8319

F A X：03-5253-1561